

② 8月15日から9月10日までの27日間分

$$145,000 \text{ 円} \times \frac{7.3}{100} \times \frac{27}{365} = 783 \text{ 円}$$

$$\dots \dots \dots$$

(滞納 保険料)	(年利)	(日割 計算)
-------------	------	------------

③ 9月11日から10月18日までの38日間分

$$145,000 \text{ 円} \times \frac{14.6}{100} \times \frac{38}{365} = 2,204 \text{ 円}$$

$$\dots \dots \dots$$

(滞納 保険料)	(年利)	(日割 計算)
-------------	------	------------

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 1,400 \text{ 円} + 783 \text{ 円} + 2,204 \text{ 円} = 4,387 \text{ 円} \div 4,300 \text{ 円 (100 円未満の端数切捨て)}$$

⑥ 次の各号のいずれかに該当する場合

延滞金は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には徴収しないこととされている(法二八⑤)。

- (1) 督促状の指定期限までに「労働保険料その他この法律の規定による徴収金」を完納したとき
- (2) 納付義務者の住・居所が不明のため、公示送達の方法によって督促したとき

「公示送達」の方法は、則第六一条のとおりである。この方法によって督促する場合には延滞金を徴収しないこととしているのは、滞納者の住・居所が不明のため、その督促の徹底を期することが困難である点を考慮したものである。